# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

豊川市上下水道部水道整備課より大切なお知らせ

令和元年 10 月 1 日より指定給水装置工事 事業者は 5 年ごとの更新が必要になります

● <u>令和元年 10 月 1 日</u>より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から 5 年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※<u>政令</u>の規程により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指 定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。 (下表参照)

## 指定を受けた日

## 平成 10 年 4 月 1 日~平成 11 年 3 月 31 日 平成 11 年 4 月 1 日~平成 15 年 3 月 31 日 平成 15 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日 平成 19 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日 平成 25 年 4 月 1 日~令和 元年 9 月 30 日

## 政令で定められた初回更新までの有効期間

令和元年 9 月 30 日~令和 2 年 9 月 29 日の 1 年間 令和元年 9 月 30 日~令和 3 年 9 月 29 日の 2 年間 令和元年 9 月 30 日~令和 4 年 9 月 29 日の 3 年間 令和元年 9 月 30 日~令和 5 年 9 月 29 日の 4 年間 令和元年 9 月 30 日~令和 6 年 9 月 29 日の 5 年間

初回更新の申請期間については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛てに、別途ダイレクトメールにてお知らせいたします。<u>※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。</u>

- ●更新申請に必要な書類
  - ・指定申請書及び誓約書
  - ・機械器具調書
  - ・<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人) 又は住民票(個人)
  - ・選任する主任技術者の確認書類 (免状又は技術者証等)

《水道法第 25 条の 2 及び水道法施行規則 第 18 条に準拠》

- ●指定更新手数料
  - 1件につき、7,000円(非課税)
- 《豊川市水道事業給水条例第31条の規程》

- ●更新の要件は新規指定と同様となります。
- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者 ※水道法第25条の3に準拠

#### ◎指定を更新する際に、豊川市が別途確認する4項目

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事 状況

◇更新申請についてのお問い合せ

上下水道部水道整備課給水係

電話:0533-93-0153